

白糠町不妊治療費等助成事業申請にあたっての注意事項

【共通】

- 1 申請書（様式第1号）は夫婦のうちどちらか一方がまとめて申請してください。
- 2 特定不妊治療費、一般不妊治療費の両方の申請がある場合は、個別に申請してください。
- 3 記載事項を訂正するときは、すべてに訂正印を押してください。

【特定不妊治療費助成】

- 1 特定不妊治療の自己負担額（保険適用の方は3割負担分もしくは自己負担限度額分、保険適用外の方は10割負担分）が申請額となります。
- 2 1回の治療が終了する毎に申請をお願いします。

【一般不妊治療費助成】

- 1 申請は原則1年度に1回です。4月診療から翌年3月診療までの人工授精に要した費用の自己負担分について、不妊治療の終了の日の属する年度内に申請をしてください。ただし、不妊治療が終了して以降、治療の予定のない場合は随時申請できます。
- 2 人工授精に要した自己負担額（3割負担分もしくは自己負担限度額分）が申請額となります。

※お願い

治療費が高額になることが予測される場合、保険者より発行される限度額認定証を持参し、受診してください。（もし限度額認定証を持参せず、自己負担限度額以上の医療費を支払った場合、高額療養費の還付を受けてから、不妊治療費の申請をお願いします）

【交通費助成】

- 1 釧路管外の医療機関に通院した方が対象となります。
- 2 特定不妊治療及び一般不妊治療に要した通院回数（往復を1回とする）のうち、2分の1を助成します。金額はJR運賃に基づき算出します。

《必要書類》

- 1 白糠町不妊治療費等助成事業申請書（様式第1号）
- 2 白糠町特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）または、白糠町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第3号）
- 3 白糠町不妊治療通院証明書（様式第4号）
- 4 交通費申請にかかる請求書（様式第5号）
- 5 婚姻している夫婦であることを証明できる書類（住民基本台帳で確認できる場合は不要）、事実婚の場合は両人の戸籍謄本、住民票（謄本）、パートナーと同一世帯でない方は申立書（様式第6号）
- 6 不妊治療費等に要した費用の領収書